

コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 8 月 28 日

株式会社エス・エム・エス・データテック

代表取締役 松原 哲朗

問合せ先: 取締役 桐 義一

03-6222-0831

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーとの適切な関係を維持し、企業の社会的責任を果たすために、永続的な発展と成長、継続的な企業価値の最大化を目指すとともに、経営の健全性、効率性、透明性を確保すべく、最適な経営管理体制を目指しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松原 哲朗	494,000	76.00
株式会社NTTデータSMS	52,000	8.00
大藏 陽一	25,900	3.98
小野 敏明	19,500	3.00
関根 義明	19,500	3.00
桐 義一	19,500	3.00
福田 政俊	19,500	3.00
エム・デー・ビー株式会社	100	0.02

支配株主名	松原 哲朗
-------	-------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	5 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500 人以上 1000 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は支配株主及び二親等以内の親族との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことも予定しておりませんが、取引を検討する場合、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	—
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	設置していない
----------------------------	---------

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	2 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、大会社ではないため会計監査人を設置しておりませんが、RSM 清和監査法人との間で金融商品取引法に準じた監査契約を締結しており、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議の場を設けております。また、当社は、独立した内部監査室を設置し、内部監査を実施しております。監査役及び内部監査室は相互の監査計画の交換並びにその説明や報告、業務の効率性（財務報告の適正性を含む）の状況及び内部統制への対応等について連携して監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
増淵 達郎	税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
増渕 達郎	—	—	増渕達郎氏は税理士としての専門的な知識と幅広い経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	—
---------------------------	---

該当項目に関する補足説明

—

ストックオプションの付与対象者	—
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別の開示は行っておりません。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については報酬限度額を定時株主総会で決議しており、各取締役の個別の報酬については取締役会で一任された代表取締役が各取締役の職務内容及び業績等を勘案の上、決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

—

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

取締役会は、取締役4名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。原則として毎月1回開催される他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。

また、監査役が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

(2) 監査役

監査役は、監査役2名で構成されております。監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行を監督するとともに、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっております。

また、代表取締役と定期的に会合を持ち、問題点を報告・共有しております。監査法人とは監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に監査法人より報告を受けております。

(3) 内部監査

内部監査は、内部監査室(1名)が主管部署として、内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、各部門の業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査担当者は監査役と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

(4) 会計監査

当社は、RSM 清和監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

また、内部にコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設けガバナンス体制をより強化にすることとしております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今後検討すべき事項と考えております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、決算期末が5月31日のため、一般的な総会集中日を回避した総会日程となっております
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、英文による提供を考えておりません。
その他	—
実施していない	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき事項と考えております。	
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	今後検討すべき事項と考えております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報についても掲	

	載していく予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部にて対応しております。	
その他	—	
実施していない	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	エス・エム・エス・データテック行動規範を制定し、コンプライアンス並びにリスク管理の重要性を社内に浸透させ、誠実に適時・適切な情報開示を徹底し、役員及び社員が、この行動規範に則った職務の遂行と秩序ある経済活動を行うことにより、社会並びにステークホルダーからの信頼を得て、会社が発展・永続することにつながるという信念のもと、この行動規範に定める事項について、日常の業務遂行の中で遵守し行動しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項であると考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。
その他	—
実施していない	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループ（株式会社エス・エム・エス・データテックおよび当社の子会社で構成される企業グループ）は、経営理念体系に基づき、創業理念を実現するにあたり、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、企業価値の継続的な向上と企業の社会的責任を果たし、社会に信頼される会社を目指していくこととしております。 これらを実現するために、取締役及び社員一同の職務執行の適正を確保するための体制整備が重要な経営上の手続きと認識し、最良のコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として内部統制システムの基本方針を以下のとおり取締役会決議により定めております 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (1) 当社グループは、企業価値の最大化と社会の一員として信頼される企業となるため、法令・定款及び社会規範の遵守を経営の根幹とし、取締役、執行役員及び使用人は、その

行動指針としての「エス・エム・エス・データテック行動規範」（以下「SDT 行動規範」とする）に従い職務を執行する。

(2) 当社グループは、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」及び「リスクマネジメント委員会」を設置し、コンプライアンス及び危機管理に関わる重要な問題の解決に当たる。また、コンプライアンス体制の維持・向上に努め、取締役、執行役員及び使用人の啓発・教育を行う。

(3) 当社グループは、代表取締役直轄の「内部監査室」を置き、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況について定期的に監査し、内部統制の整備状況の評価結果及び改善提案を代表取締役及び監査役へ報告する。

2. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社グループは、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、経営理念及び SDT 行動規範について教育・啓発を行う。

(2) 取締役、執行役員及び使用人は、重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、コンプライアンス委員長又はリスクマネジメント委員長（以下「委員長」という。）へ速やかに報告するものとし、報告を受けた委員長は、報告された内容について事実の調査を指揮・監督し、必要と認める場合は適切な対策を決定する。

(3) 違反行為や疑義のある行為等を使用人が直接通報できる手段として、委員長を情報受領者とする「コンプライアンス・ホットライン」を設け、違反行為等の早期発見とその是正を速やかに実施する。

この場合、通報者の承諾がない限り通報者の氏名を開示しないこと（匿名性の保障）と、通報者に不利益がないことを確保する。また、重要な通報については、その内容及び会社の対処状況・結果について適切に取締役、執行役員及び使用人へ開示し、周知徹底する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（書面又は電磁的記録による。以下、同じ。）その他の重要な情報について、文書規則等の社内規則に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存し管理する。

① 株主総会議事録及び関連資料

② 取締役会議事録及び関連資料

③ 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録、指示事項及び関連資料

④ 取締役決裁権限の決定書類及び付属書類

⑤ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(2) 内部監査室長は、前項に規定する文書及び情報の保存、並びにその管理状況について監視・監督する責任者となる。

4. 損失の危険の管理に関する規則その他の体制

(1) 取締役会は、企業価値の向上並びに企業活動の継続的発展を脅かすあらゆるリスクに対し、実践的な速やかな対処を行う。

(2) 委員長は、以下のリスクに関する情報を集約し、事業の継続性を確保するための各本部

の内部統制と一体となってリスク管理を推進する。

- ① 地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損害を被るリスク
- ② 取締役、執行役員及び使用人の不適正な業務執行により事業活動に重大な支障が生じるリスク
- ③ 基幹 IT システムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク
- ④ その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、取締役会が定める組織及び業務分掌に基づき、代表取締役及び業務執行取締役に業務の執行を行わせる。

(2) 代表取締役及び業務執行取締役は、権限規則その他社内規則に定める機関又は手続きにより業務遂行に必要な決定を行う。これらの規則は、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すものとする。また、業務執行の適正を期するため、取締役及び執行役員で構成する Board Meeting を毎週 1 回開催し、業務執行上の重要課題の検討及び各本部から業務執行状況報告を行わせ、業務執行状況の監督を行う。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正化を確保するための体制

(1) 当社グループは、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保する諸施策に加え、当社グループの企業集団としての業務の適正性と効率性を確保するために、SDT 行動規範及び規則類を整備する。

(2) 当社グループに属する会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他社会規範に照らし適切なものでなければならない。

(3) 代表取締役及び業務執行取締役は、それぞれの業務分掌に従い、当社グループ各社が適切な内部統制システムを整備するよう指導する。

(4) 内部監査室は、当社グループにおける内部監査を実施又は統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保すると共に、その結果を取締役会及び監査役へ報告する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人を求められたときは、内部監査室所属の使用人が監査役付を兼務する。

(2) 監査役付は、監査役の指示に従いその職務を行うと共に、当社グループ会社の監査役を兼務できるものとする。

(3) 監査役付の独立性を確保するため、監査役付の任命、異動等人事権に係る事項の決定については、監査役及び監査室長の事前の同意を要するものとする。

(4) 監査役付の人事評価については、監査役と内部監査室長とが協議して行う。

(5) 監査役付は、当社グループ会社の業務を執行する役職を兼務してはならない。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

(1) 代表取締役及び業務執行取締役は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当業

務の執行状況の報告を行う。

(2) 代表取締役及び業務執行取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。

- ① 会社の信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
- ② 会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、又はその恐れがあるもの
- ③ 社内外に対し、環境、安全、衛生及び製造物責任に関する重大な被害を与えたもの、又はその恐れがあるもの
- ④ SDT 行動規範、社会規範に対する違反で重大なもの
- ⑤ その他上記①～④に準じる事項

(3) 取締役、執行役員及び使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、又は監査役が SDT グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 内部監査室は、監査役との間で事業年度毎の内部監査計画を協議すると共に、適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等についての協議及び意見交換を行うなど、常に連携するものとする。

(2) 監査役及び内部監査室は、会計監査人との間でも情報交換等の連携を図るものとする。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

(1) 当社は、暴力を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力排除規程」を定める。

(2) 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・当社は、暴力団及びそれに準ずるものと反社会勢力の排除及び法令遵守の徹底によって、業務の適切性及び健全性を確保することを基本方針としています。

・取締役及び社員は、「反社会的勢力排除規程」を遵守するとともに、事案の発生時には、関係行政機関等と緊密に連絡を取り、速やかに対処できる体制をとる。

1. 買収防衛策導入の有無

該当項目に関する補足説明

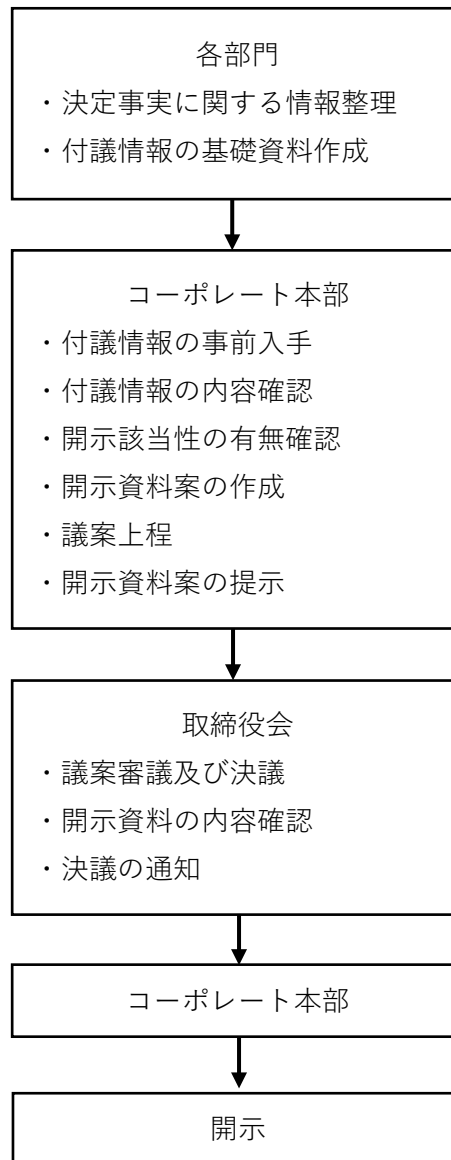
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】

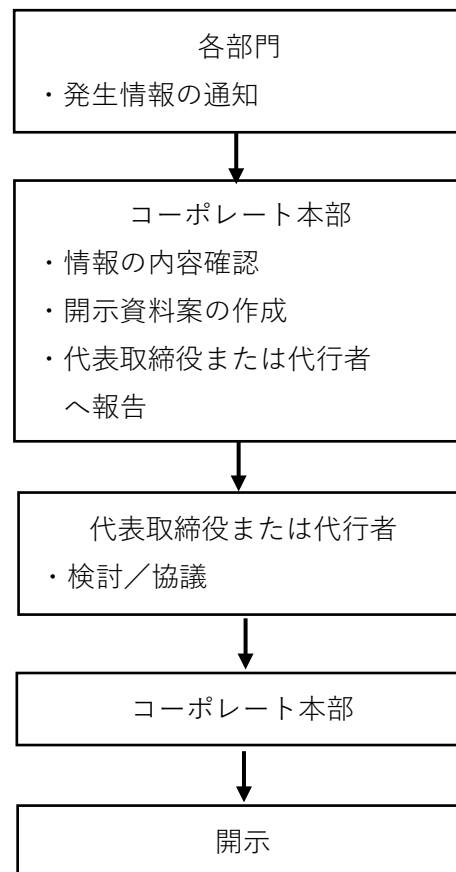


【適時開示体制の概要（模式図）】

1. 決定事実の開示フロー



2. 発生事実の開示フロー



3. 決算情報の開示フロー

